

「家庭用はかり」の取り扱いについて

「はかり」をご使用の方は次の取り扱いについてご注意ください。

1. 家庭用のはかりは、取引・証明には使用できません。

家庭で使用されるヘルスマーター、キッチンスケール等のはかりは、一般的には家庭で使用する目的で製造されたもので、「製造基準適合の表示」が附されています。このはかりは、取引・証明には使用できませんので定期検査の対象にはなりません。



(製造基準適合の表示)

2. 次のような目的に使用するはかりは、定期検査の対象になります。

- ◎商店等で商品の目方を計り、取引に用いる場合
- ◎薬局等で薬の調合に用いる場合
- ◎病院・学校等で健康診断の体重測定に用いる場合
- ◎宅配便の取次店において料金算定に用いる場合
- ◎農家や観光農園で自家販売や出荷（共選出荷を除く）に用いる場合

は、検定証印の附されているはかりを使用しなければなりません。

又、このはかりの使用者には定期的に知事の行なう定期検査を受けて、はかりの構造・器差等の正確性を維持して計量取引の安全確保が義務づけられています。



(検定証印)

定期検査等についてご不明の点がございましたら下記にお問い合わせ下さい。

山梨県計量検定所

電話 055-261-9130

山梨県指定定期検査機関

一般社団法人山梨県計量協会